

JABEE 同一教育機関内複数プログラムの 審査の概要

2022年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

平均受講時間 15分

背景(1/2)

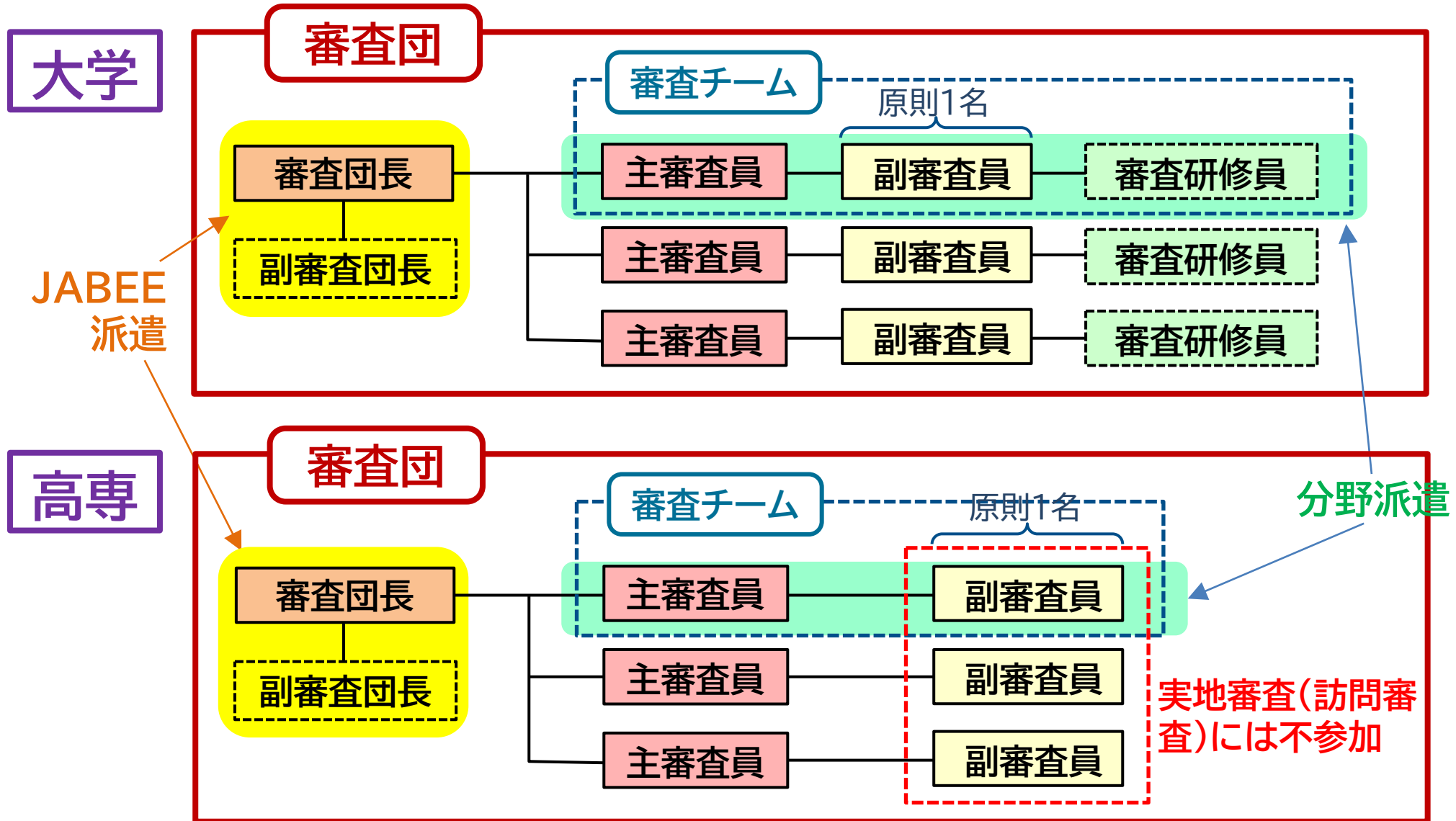
■ 審査方式(進め方)の変遷

- ① 単一のプログラムを単一の審査チームで審査する場合(チーム内で調整)
- ② 同一教育機関内の複数プログラムを同年度に審査する場合(複数チーム間で調整)
 - ・ 同日審査(2006年度～)
 - 主審査員の1人が代表者となり、審査チーム間で可能な範囲で調整
 - ・ 高専少人数同日審査(2009年度～2018年度)
 - 上記の同日審査と同様の審査方法だが、審査員の人数を絞ったチーム編成により実施
 - ・ 一斉審査(2014年度～)
 - 全体を把握する審査団長が全審査チームを調整

背景(2/2)

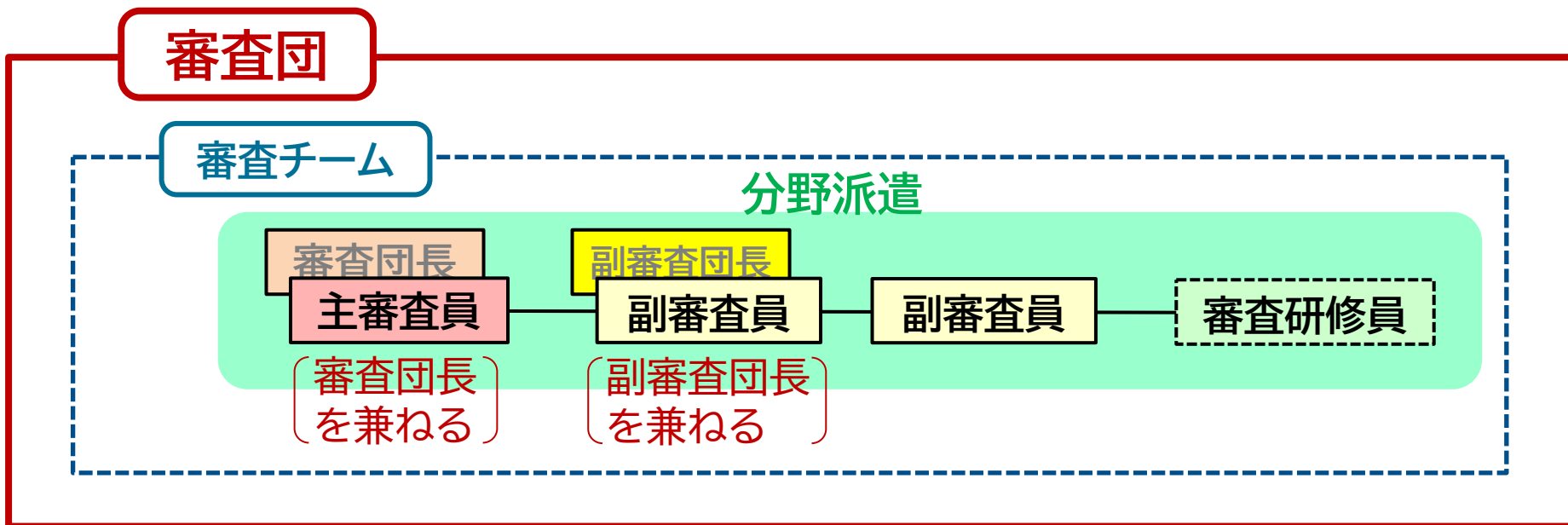
- 2019年度より従来の「一斉審査」の審査方法を標準とし、単一プログラムの審査はその中の特殊ケースとする考え方に移行（将来、複数プログラムの一斉審査が主流となることを見越した処置）
- 上記の方向性に沿って、2019年度より審査員及び審査用文書の名称を統一
 - 例：審査長 ⇒ 主審査員、審査員 ⇒ 副審査員
 - 一次審査報告書 ⇒ プログラム点検書(実地審査後)
 - 二次審査報告書 ⇒ 審査チーム報告書
- 受審校からは「審査団」が同校の全プログラムを審査する単一の審査体制として見える

審査団／審査チームの構成



大学、高専のどちらも、主審査員の1人が副審査団長を兼ねる場合がある。

《参考》単一プログラムのみでの審査の場合の審査団の構成



審査員の数、審査の手順は2018年度以前と変わりなし

同一教育機関の複数プログラムを 単一の審査団で審査することの意義

- 教育機関(学部等)全体でのJABEE認定への取り組みを促すの
に適している
- 複数プログラムを同時に横通しで見ることにより、審査員が担当
するプログラムの一長一短を把握し、審査の質の均一化と向上
を図る
- 審査の効率化とコスト削減により受審側／審査側の双方の負担
を軽減する
- プログラムあたりの受審単価を引き下げて、受審プログラムの財
政的負担を軽減し、新規認定プログラムの増加につなげる

複数プログラム審査の特徴(1/2)

- **審査団長**は主にプログラムの共通部分(大学、学部等が定めた各プログラムに共通のルールやそれに従って共通に実施している部分)を審査する
 - *ただし、実際の審査作業においては各審査チームが共通部分も含めて自己点検書を確認し、審査団長がその結果を参考に約して共通部分として取りまとめる方法を推奨する。
- **審査チーム**は主に担当プログラムの固有部分(プログラムが独自に実施している部分)を審査する
- **審査団長**は審査団を統括し、各プログラムの審査結果に関し主審査員と調整する。また共通部分の審査に関し主審査員と協議して判定を定める

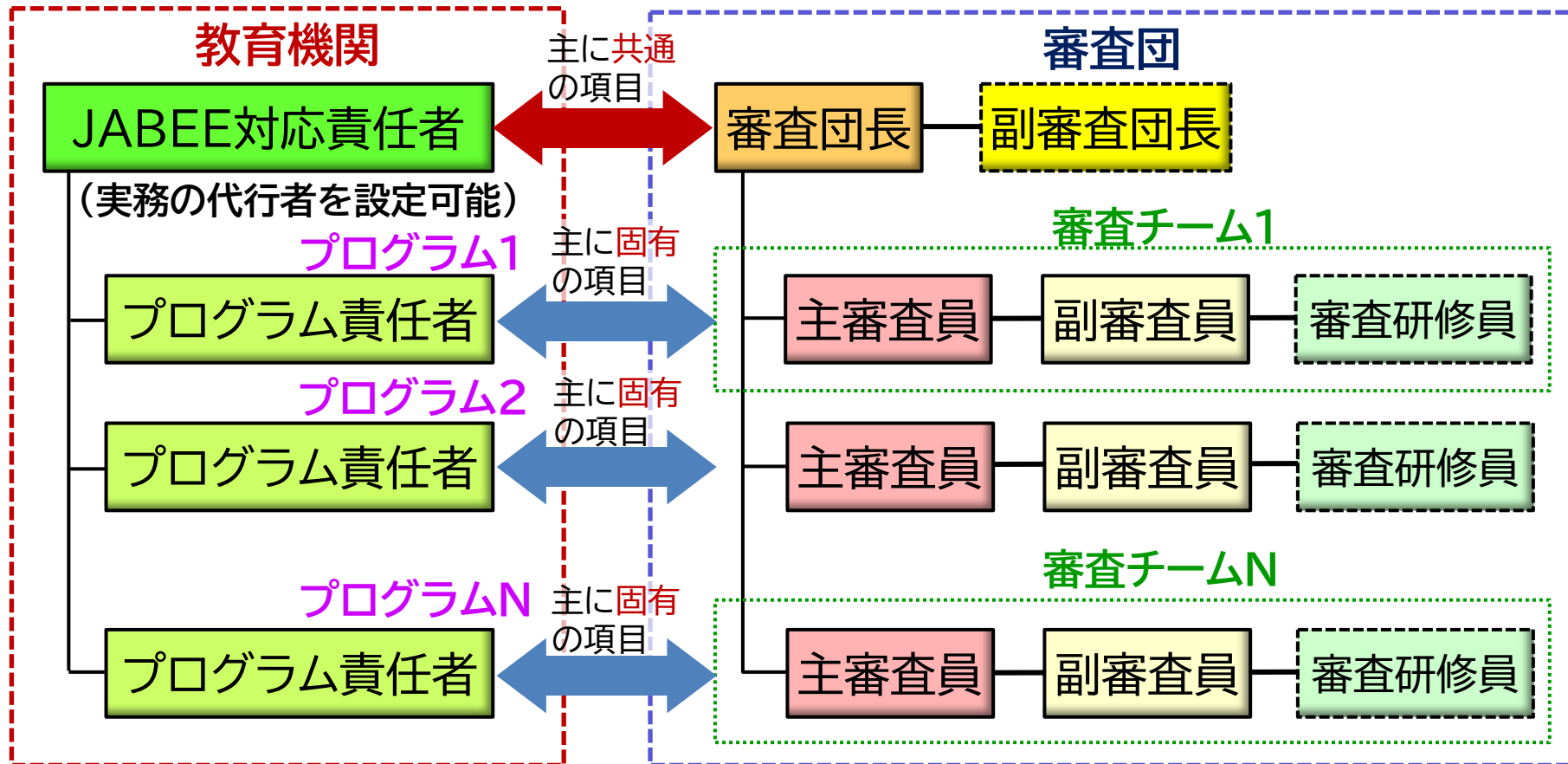
- 必要に応じて副審査団長を審査団に加えることができ、副審査団長は審査団長を補佐する。補佐の内容は審査団長と副審査団長で相談して決める
- 各審査チームの審査結果は審査団長と主審査員で調整した後、最終審査結果とする

複数プログラム審査の対象

- 大学・高専学士課程、大学院修士課程
- 建築系学士修士課程は対象外とする
 - ※ 単一の審査チームで同一校の建築系学士修士課程とエンジニアリング系学士課程[建築分野]の2プログラムを合わせて審査を行う場合があるが、審査の方法は本資料の内容とは異なる
- 認定継続審査及び新規審査

審査団と教育機関の関係

- 審査団長は主にJABEE対応責任者と、主審査員は主に各プログラム責任者とコミュニケーション



注：単一プログラムのみの審査では、審査団長(主審査員が兼務)はプログラム責任者とコミュニケーション

作成する文書

- プログラム点検書と審査報告書は、単一プログラムの審査と同様にプログラム単位に作成する

文書	作成	提出先
プログラム点検書 (実地審査前)	主審査員(審査チーム) プログラム	プログラム ⇔ 主審査員
見直し プログラム点検書 (実地審査最終面談時)	主審査員(審査チーム)	プログラム
プログラム点検書 (実地審査後)	主審査員(審査チーム)	プログラム
審査チーム報告書	主審査員(審査チーム)	分野別審査委員会
分野別審査報告書	分野別審査委員会	認定・審査 調整委員会
最終審査報告書	認定・審査調整委員会	認定会議 [承認後]プログラム

■ 共通部分と固有部分が混在する項目では共通部分と固有部分の指摘を分けて記載する。

－ 共通部分の弱点をプログラムが補っている例 －

審査団長は共通部分の文章を作成し、各主審査員に渡す。各審査員はその内容をそれぞれの審査報告書に〔共通部分〕としてそのまま書き写す。

例:基準2.1

2.1	<p>【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】プログラムは、公開されている教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育課程(カリキュラム)において、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準、を定め、授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員及び学生に開示していること。なお、教育内容に関する必須事項を、必要に応じて個別基準で定める。</p>			S	XXXXXX XXXXXX XXXXXX	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>〔共通部分〕 工学部共通のWebシラバスが提供されており、各プログラムのカリキュラム設計に基づくシラバスを教員が登録し、学生が活用していることを確認した。シラバスでは、当該科目の担当教員・授業時間、学習・教育到達目標に対する当該科目の位置づけ、科目の教育内容・方法、成績の評価方法の記載欄が設けられているが、科目の到達目標と成績の評価基準の記載欄が設けられていない点に弱点がある。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>〔固有部分〕 一方、本プログラムでは各教員が授業開始時に科目の到達目標を学生に伝えることを申し合わせ実行されており、<u>Webシラバスの弱点を補っていることが確認できた。</u>ただし、成績の評価基準についてはSABCDの点数範囲を示しているのみで到達目標との対応が示されていないことに懸念があり、改善が望まれる。</p> </div>
-----	---	--	--	---	----------------------------	---

各主審査員が作成

■ 共通部分と固有部分のいずれか一方しか存在しない場合や指摘事項がない場合の記載例。

2.1	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】 プログラムは、……、必要に応じて個別基準で定める。			S	XXXXX XXXXX XXXXX	[共通部分] (なし) [固有部分] (なし)
-----	---	--	--	---	-------------------------	----------------------------------

共通部分／固有部分とも存在。
共通部分の指摘事項なし。
固有部分の指摘事項なし。

2.1	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】 プログラムは、……、必要に応じて個別基準で定める。			S	XXXXX XXXXX XXXXX	[共通部分] (なし) [固有部分] XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
-----	---	--	--	---	-------------------------	--

共通部分／固有部分とも存在。
共通部分の指摘事項なし。
固有部分の指摘事項あり。

2.1	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】 プログラムは、……、必要に応じて個別基準で定める。			S	XXXXX XXXXX XXXXX	[固有部分] (なし)
-----	---	--	--	---	-------------------------	----------------

固有部分のみ存在。
固有部分の指摘事項なし。
注: 共通部分のみ存在する場合は
「[共通部分](なし)」

2.1	【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】 プログラムは、……、必要に応じて個別基準で定める。			S	XXXXX XXXXX XXXXX	[固有部分] XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
-----	---	--	--	---	-------------------------	--

固有部分のみ存在。
固有部分の指摘事項あり。
注: 共通部分のみ存在する場合は
「[共通部分]XXXXXXXXXX」

■ 基本的には単一プログラムの審査と同じ

1. 分野別審査委員会において、分野内での審議・調整を実施
 - ・ 主審査員が出席して説明し、意見を述べる
 - ・ 審査団長は必要に応じて出席し、意見を述べることができる
2. 認定・審査調整委員会において分野間での審議・調整を実施
 - ・ 審査団長が出席して説明し、意見を述べる
 - ・ 分野代表委員と審査団長の意見を聴いた上で認定・審査調整委員会が最終判断
3. 認定会議で認定可否を決定、理事会で承認

教育機関／プログラムへの依頼事項

- 認定申請書に記載する実地審査候補日は審査の実施対象の全プログラムで統一する
- 自己点検書において、共通部分に関する説明は文字色を変えて表示する（色は当該教育機関で審査を実施する全プログラムで統一する）
- 自己点検書の共通部分の説明文は、当該教育機関で審査を実施する全プログラムの自己点検結果編に全く同じ内容を記載し、色は当該教育機関の全プログラムで統一する
- JABEE対応責任者（またはその代行者）は審査団長の求めに応じて、各プログラムの必要な取りまとめを行う

同一教育機関内複数プログラムの審査の概要

終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブサイト
の「認定・審査」ページから！

審査にあたっては、あるいは審査研修員としての参加にあたっては必ず
その年度の審査用文書類、様式等を使用してください。

<https://jabee.org>